

# 産業医制度に係る見直しについて 労働安全衛生規則等が改正されました

平成29年3月29日公布 同年6月1日施行

## 見直しの背景

- 近年、過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策等の重要性が増す中、産業医に求められる役割も変化し、対応すべき業務は増加しています。
- このような背景から、産業医が必要な措置を講じるための情報収集の在り方を中心に、産業医がその職務をより効率的かつ効果的に実施できるよう、以下の見直しが行われました。

※「産業医制度の在り方に関する検討会」報告書（平成28年12月26日公表）参照

## < 見直しのポイント >

check



### ① 健康診断の事後措置に必要な情報の提供

事業者は、健康診断の結果、異常所見のあった労働者について医師等からの意見聴取を行わなければならない場合に、当該医師等から、意見を述べる上で必要となるその労働者の業務に関する情報を求められたときは、これを提供しなければならないこととなりました。

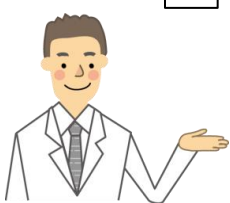
check



### ② 長時間労働者に関する情報の提供

事業者は、時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者について、速やかにその労働者の労働時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

check



### ③ 定期巡視等産業医の情報収集の見直し

事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることが可能となりました。

それぞれの内容を詳しく確認！ ➡ 次ページへ

# < 見直しの内容 >

1

事業者は、健康診断の結果、異常所見のあった労働者について医師等からの意見聴取を行わなければならない場合に、当該医師等から、意見を述べる上で必要となるその**労働者の業務に関する情報**を求められたときは、これを提供しなければならないこととなりました。

**改正** 労働安全衛生規則第51条の2 ほか有機溶剤中毒予防規則等 8 省令

## ○ 労働者の業務に関する情報とは

### ア「労働安全衛生規則」に関するもの

労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等

### イ「有機溶剤中毒予防規則等」に関するもの

特殊健康診断の対象となる有害業務以外の業務を含む、

労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等

### 改正の背景

定期健康診断の有所見率が5割を超える中、異常所見者の就業上の措置に関する医師等からの意見聴取は、事業者の義務であり、産業医に期待される重要な職務です。

その実施を徹底し、適切に意見を述べるができるように、健康診断の結果の情報に加えて、労働者の業務に関する情報を提供しなければならないこととしました。



2

事業者は、時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者について、速やかにその労働者の**労働時間に関する情報**を産業医に提供しなければなりません。

**改正** 労働安全衛生規則第52条の2

## ○ 労働者に関する情報とは

ア：時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者の氏名、及び当該労働者の超えた時間に関する情報

イ：アに該当する労働者がいない場合においては、該当者がいないという情報

### 改正の背景

過重労働による健康障害の防止対策をはじめとする、産業医活動の充実を図る観点から、長時間労働者に関する情報を産業医に提供しなければならないものとなりました。長時間労働者に対する面接指導について、産業医による勧奨を促進する目的のほか、健康相談等で情報を活用することを想定しています。



(参考)

長時間労働者への産業医等による面接指導の流れ

事業者が、残業時間が月100時間超の労働者の情報を産業医に提供

産業医が、残業時間が月100時間超の労働者に面接指導の申出を勧奨

労働者からの申出

産業医等による面接指導の実施

産業医等が就業上の措置に関する意見を述べる

事業者が就業上の措置を講じる

### 注記

- ・時間外・休日労働時間とは、休憩時間を除き、1週当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間をいいます。
- ・産業医とは、労働者の健康管理等を行う医師。常時使用する労働者が50人以上の事業場において選任義務があります。

事業者から産業医に**所定の情報**が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にするのが可能となりました。（巡視の頻度の変更には**事業者の同意**が必要です。）

### 改正 労働安全衛生規則第15条

#### ○ 所定の情報とは

ア：衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果

- ・ 巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所
- ・ 巡視を行った衛生管理者が「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容
- ・ その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項

イ：アに掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

- 例）
- ・ 労働安全衛生法第66条の9に規定する健康への配慮が必要な労働者の氏名及びその労働時間数
  - ・ 新規に使用される予定の化学物質・設備名、これらに係る作業条件・業務内容
  - ・ 労働者の休業状況

ウ：休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報（= **今回の見直し②により、産業医への提供が義務付けられた情報**）

※ 定期巡視の頻度の見直しをしない場合においても、事業者は産業医に対して上記ア、イの情報を提供することが望まれます。

#### ○ 事業者の同意について

事業者の同意を得る際は、産業医の意見に基づいて、衛生委員会等において調査審議を行ったうえで行うことが必要です。

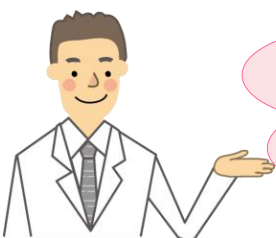
また、当該調査審議は、巡視頻度を変更する一定の期間を定めた上で、その一定期間ごとに産業医の意見に基づいて行います。

- 例）4月～9月の6か月間は巡視頻度を2か月に1回にすると衛生委員会で決まった場合  
⇒10月の衛生委員会で再度、巡視頻度が2か月に1回で問題ないかを話し合ひましょう。

#### 改正の背景

過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となっており、産業医のより効率的かつ効果的な職務の実施が求められています。

そのような中、これらの対策のための情報収集に当たり、職場巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられることから、毎月、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合には、産業医の職場巡視の頻度を2か月に1回とすることを可能としました。



#### 注記

衛生委員会とは、労働者の衛生に係る事項を調査審議するための会議体。構成員は使用者、労働者、産業医等。常時使用する労働者が50人以上の事業場において設置義務があります。

# 【参考】労働安全衛生規則等関係条文

※ 下線は今回の改正部分

## 労働安全衛生規則

(産業医の定期巡視及び権限の付与)

第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

2 (略)

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

第五十一条の二 第四十三条等の健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二 (略)

2 法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二 (略)

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、第一項の超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、同項の超えた時間が一月当たり百時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

## 有機溶剤中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第三十条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

## 鉛中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第五十四条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

## 四アルキル鉛中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第二十三条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

## 特定化学物質障害予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第四十条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

## 高気圧作業安全衛生規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第三十九条の二 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

## 電離放射線障害防止規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第五十七条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

## 石綿障害予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第四十二条 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

## 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第二十二條 (略)

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

改正内容に関する通達・資料はこちらをご参照ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165475.html>

産業医 労働安全衛生規則改正

検索

本リーフレットに関するお問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署へ

所在案内: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

労基署 所在案内

検索